

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年4月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	座洲
発生日時	令和3年5月26日 11時30分ごろ
発生場所	東京都江戸川区葛西臨海公園南方沖の三枚洲 浦安沖灯標から真方位304° 1.57海里付近 (概位 北緯35° 37.6′ 東経139° 52.1′)
インシデントの概要	プレジャーボートリバークルーザーは、航行中、座洲した。
インシデント調査の経過	令和3年6月15日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート リバークルーザー、5トン未満（長さ4.46m） 231-5403東京、有限会社モーターボートスパイラルマリン
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 ほぼ干潮時
インシデントの経過	<p>本船は、船長が船舶所有者のマリーナから借り受けて1人で乗り組み、同マリーナを出航して川を下り、荒川河口から三枚洲の外周を左に回り、旧江戸川河口に向かって三枚洲の浅所域を示す黄色の標識灯（以下「本件標識灯」という。）の内側（沖側）を航行していたところ、座洲した。</p> <p>本船は、プロペラが底触して船外機が停止した後、船外機が始動できず、船長が携帯電話で118番通報及びマリーナに救助要請を行い、来援した海上保安庁の船舶によって離洲されてえい航され、その後同船舶からマリーナ所属の小型船舶にえい航が引き継がれて出航地のマリーナに帰着した。</p> <p>船長は、小型免許を取得後、1回目が補助する者の指示による操船を経験していたが、本インシデント時、2回目の操船であり、単独の操船であった。</p> <p>船長は、本件標識灯の外側が可航域となっていることを知らず、できる限り陸岸から離そうとして旧江戸川河口に向かっていたところ、浅所域である本件標識灯の内側を航行していた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約0.8mであった。</p>
分析	本船は、三枚洲付近を航行中、船長が、本件標識灯が示す可航域を知らず、できる限り陸岸から離そうとして本件標識灯の内側を航行し

	ていたことから、三枚洲に座洲したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が三枚洲付近を航行中、船長が、本件標識灯が示す可航域を知らず、できる限り陸岸から離そうとして本件標識灯の内側を航行していたため、三枚洲に座洲したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の船長は、事前に海図等を活用して航行予定海域の浅所の場所を確認するとともに、浅所を示す標識灯等の意味を十分に把握した上、安全な水域を航行すること。